

平成 21 年 3 月期有価証券報告書の重点審査及び状況調査結果について

I. はじめに

有価証券報告書の重点審査は、有価証券報告書提出会社から、各財務局、福岡財務支局又は沖縄総合事務局（以下「財務局等」といいます。）に「調査票」を提出して頂き、開示上重要な事項や法令改正により記載内容が追加された事項等に関して、重点的に有価証券報告書の記載内容を審査するものです。

また、決算期末が平成 21 年 3 月 31 日から平成 22 年 3 月 30 日までに到来する有価証券報告書提出会社に対して、制度の周知や提出会社の実情を把握することを目的として、上記「調査票」による状況調査を実施しました。

本件は、平成 21 年 3 月 31 日を決算日とする有価証券報告書提出会社であって、調査票を提出した会社（以下、「調査票提出会社」といいます。）3,055 社に対する重点審査及び状況調査の結果を公表するものです。

II. 重点審査及び状況調査の方法

平成 21 年 3 月期の重点審査は、「継続企業の前提に関する注記」に係る改正が行われたことや、監査報酬の開示について充実・強化が図られたことなどを踏まえ、「事業等のリスク等について」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「監査報酬の内容等について」及び「関連当事者との取引等に関する注記について」の各項目について審査を実施しました。

また、これと併せて、内部統制報告制度の更なる周知を図ること、国際会計基準（IFRS）に対する提出会社の認識を確認し、適用に向けての課題を集約・整理することを目的とし状況調査を実施しました。

III. 重点審査の審査結果の概要

具体的な審査項目及び審査結果につきましては、以下のとおりであり、98 社（調査票提出会社の 3.2%）に記載不備が認められました。

なお、括弧内の％は、記載不備のあった会社数の割合を意味します。

1. 「事業等のリスク等について」（回答のあった会社数 3,055 社）

① 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下、「重要事象等」といいます。）が存在する場合、「事業等のリスク」に、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載していますか。

▶ 記載していなかった会社数 14 社 (0.5%)

② 重要事象等が存在する場合、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、当該重要事象等についての分析・検討

内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載していますか。

- ▶ 記載すべきであるのに記載しなかった会社数 40社 (1.3%)
- ▶ 記載すべきでないのに記載した会社数 2社 (0.1%)

2. 「監査報酬の内容等について」(回答のあった会社数 3,052社)

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】において、連結子会社の支払う報酬の金額の中に、提出会社の監査公認会計士等以外の別の監査法人等に支払った報酬を含めていますか。

- ▶ 提出会社の監査公認会計士等に支払った報酬のみを記載すべきであったのに別の監査法人等に支払った報酬を含めていた会社数 8社 (0.3%)

② 当連結会計年度又は当事業年度に係る監査報酬の額には、期末日以降、有価証券報告書提出日までに発生した当該連結会計年度又は事業年度の監査に係る費用も含めていますか。

- ▶ 有価証券報告書提出日までに発生した当該連結会計年度又は事業年度の監査に係る費用も含めて記載すべきであったのに、当該費用を含めていなかった会社数 21社 (0.7%)

3. 「関連当事者との取引等に関する注記について」(回答のあった会社数 3,053社)

① 連結財務諸表提出会社において、連結子会社と関連当事者との間に取引がある場合、連結財務諸表規則第15条の4の2第1項に規定する注記(名称、氏名、取引の内容等)をしていますか。

- ▶ 注記を記載していなかった会社数 7社 (0.2%)

② 提出会社に、親会社、重要な関連会社に該当する会社が存在する場合には、連結財務諸表規則第15条の4の3に掲げる事項を注記していますか。

- ▶ 注記を記載していなかった会社数 10社 (0.3%)

IV. 状況調査結果の概要

具体的な状況調査項目及び結果につきましては、以下のとおりでした。

1. 内部統制報告書について(回答のあった会社数 2,998社)

① 期末日において「重要な欠陥」が存在し、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断された場合であっても、内部統制報告書提出日までに実施された措置によって、「重要な欠陥」が是正されていれば、内部統制報告

書提出日において、内部統制は有効であると認めることができることとなっています。

また、この場合、内部統制監査報告書に、期末日後に実施された是正措置が追記情報として記載されることとなります。

これらのことをご存知ですか。

▶ 承知していなかった会社数 88社 (2.9%)

- ② 期末日後、内部統制報告書提出日までに「重要な欠陥」が是正されなかった場合において、「重要な欠陥」の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等があれば、内部統制報告書の評価結果に関する事項にその内容を記載することができるかとされています。

このことをご存知ですか。

▶ 承知していなかった会社数 110社 (3.7%)

2. 国際会計基準（IFRS）への対応について（回答のあった会社数 3,017社）

- ① 2010年3月期（平成22年）の年度から、一定の要件を満たした会社について、IFRSの任意適用が認められることとなる可能性があることをご存知ですか。

▶ 承知している会社数 2,786社 (92.3%)

- ② IFRS任意適用の意向又は関心がありますか。

▶ IFRS任意適用の意向又は関心がある会社数 1,200社 (39.8%)

- ③ IFRS任意適用の意向又は関心があり、具体的な導入時期が決定していますか。

▶ 具体的な導入時期が決定している会社数 4社 (0.1%)

(2010年～2015年の間に実施)

- ④ IFRS適用に際して障害と考えられることは何ですか。（複数回答）

▶ 主な回答

- ・ 会計処理をめぐる課題（日本の商慣習になじむ会計処理は行えるのか、指針等は整備されるのか、単体決算（税法・会社法含む）と連結決算の差異の調整等に係る実務的な対応は可能か等）が解決できるか (23.2%)
- ・ 会計システムの改定、整備の必要性やそのためのコスト負担の増大等 (21.2%)
- ・ IFRSに関する経理要員等の理解・育成が不十分 (18.9%)

- ・ 企業グループ内の体制整備や新しい経理処理方針の策定等、企業内の体制整備の時間が必要 (17.0%)
- ・ 連結決算において、単体決算や税法決算と異なる会計基準を使用することによる事務負担の増大等 (6.9%)
- ・ 監査人との IFRS の解釈の相違、監査時間・監査報酬の増大、監査人の IFRS への対応能力等、監査に係る課題 (3.0%)
- ・ 障害となる事項を洗い出し中 (3.3%)

V. おわりに

今回の重点審査においては、おおむね新たな開示制度への対応が行われていたことが確認できました。

今後とも、各提出会社におかれましては、有価証券報告書の作成にあたり、金融商品取引法等関係法令を十分確認の上、適切な開示を行うようお願いいたします。

また、IFRS 導入に当たっての課題に関するアンケートについては多数のご意見を頂きありがとうございました。頂いたご意見につきましては今後の議論の参考とさせていただきます。